

(3) 協議事項

- ア 県西地域の中心市のあり方に関する調査について
  - (ア) 合併に係る新市まちづくり計画について
  - (イ) 権能強化策としての大都市制度の活用(中核市移行)について
  - (ウ) 中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制について
- イ 委員会意見の取りまとめについて
  - (ア) 任意協議会に係るもの

平成29年 5 月 26 日

目 次

<協議事項>

ア 県西地域の中心市のあり方に関する調査について	1
イ 委員会意見の取りまとめについて	21

## ア 県西地域の中心市のあり方に関する調査について

### (ア) 合併に係る新市まちづくり計画について

#### 【新市まちづくり計画 策定方針】

(小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会 第1回会議資料より)

#### ■計画の趣旨

新市まちづくり計画（以下、「計画」という。）は、小田原市と南足柄市が合併した場合の新市の将来に関するビジョンを示すもので、両市の速やかな一体化を促進するとともに、新市の円滑な運営を確保し、均衡ある発展を図ることを目的に策定する。

なお、本計画は法定協議会が設置された場合、市町村の合併の特例に関する法律第6条に基づき作成される合併市町村基本計画の基となるものである。

#### ■計画策定の基本方針

- ①両市がそれぞれ取り組んできたまちづくりを基本的に継承するという考えに立ち、第5次小田原市総合計画と南足柄市第五次総合計画を基本としつつ、両市の市民意向を反映した計画とする。
- ②新市の振興や一体感の醸成のため、両市の持つ地域資源を活かした計画とするとともに、新市全体が活性化する施策を盛り込むものとする。
- ③公共施設の適正配置については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮するとともに、新市における地域の特性や配置バランス、将来人口、更には後年度の財政負担等を考慮しながら、統合や整備の考え方を示すものとする。
- ④財政計画については、市税、地方交付税、国や県の補助金、地方債などの財源を適正にシミュレーションし、新市においても健全な財政運営が行われるよう十分に留意する。

#### ■計画の対象地域

本計画の対象地域は、小田原市、南足柄市の全域とする。

#### ■計画の期間

本計画の期間は、新市が一体となるまでに要する期間、ないしそのための事業・施策の実施期間を踏まえ、合併年度及びこれに続く10年間とする。

#### ■市民意向の把握

本計画の作成にあたっては、両市民で構成する新市まちづくり市民懇話会（以下、「懇話会」という。）により、市民意向の把握に努める。

## ■計画の構成（案）

### I 序論

- 1 合併の背景
- 2 合併の必要性  
①生活圏の拡大 ②地方分権の推進 ③行財政基盤の強化 など
- 3 計画策定の方針  
①計画の趣旨 ②計画対象地域及び期間 ③総合計画との関係 など

### II 両市の概況と新市の見通し

- 1 概況  
①位置・地勢 ②面積 ③土地利用状況 ④人口・世帯数 ⑤行財政の状況  
⑥主要産業 など
- 2 主要指標の見通し  
①人口の推移 ②世帯数の推移

### III 新市の基本方針

- 1 新市の将来像  
両市の総合計画から見出した新市の新たな将来像
- 2 まちづくりの基本方針  
施策分野における新市が取り組む目標や方向性
- 3 地域別整備の方針
- 4 土地利用の方針

### IV 新市の施策

- 1 重点プロジェクト
- 2 基本方針に基づく分野別の主要施策  
①保健・医療・福祉 ②教育・文化 ③産業 ④環境 ⑤都市基盤 ⑥行財政運営

### V 新市における県事業の推進

- ①神奈川県のみならず役割 ②具体的に推進する県事業 など

### VI 公共的施設の適正配置と整備

- ①新市における公共施設の適正配置の考え方

### VII 財政計画

- ①歳入・歳出の推計条件 ②計画期間中の財政計画(推計)

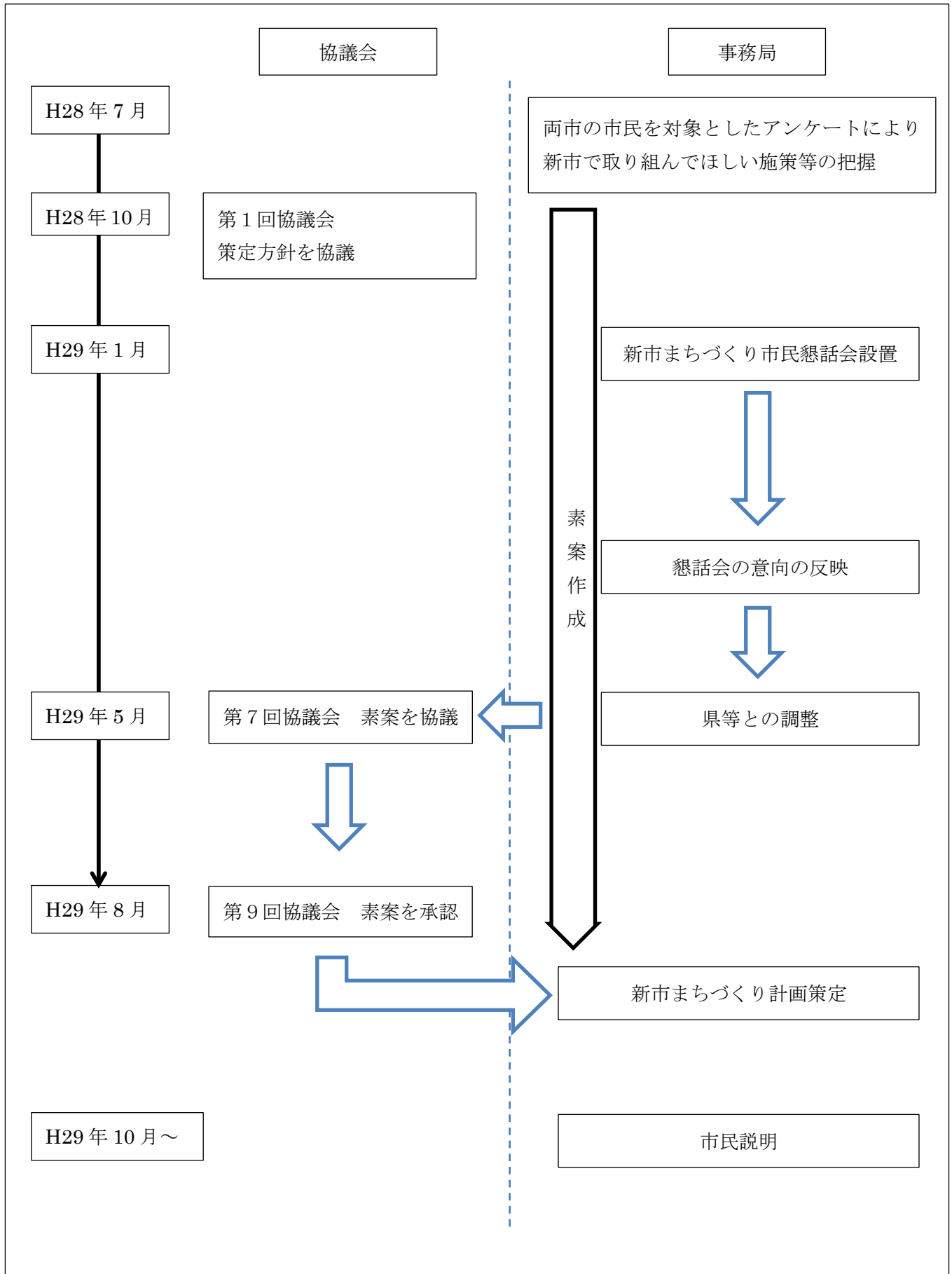
### VIII 中核市移行

- ①移行における影響(効果と課題) ②移行の時期

### IX 県西地域における広域連携の将来像

- ①当圏域で活用が想定される連携制度

■新市まちづくり計画 策定手順



## ■新市まちづくり市民懇話会

新市まちづくり計画を策定するにあたり、新市のまちづくりに関する市民意向を把握するため、懇話会を開催する。

### ①概要

○懇話会はワークショップ形式で進め、平成28年7月に実施したアンケート結果や両市の総合計画などを活用しながら、新市をどのようなまちにしたいか、また、それを実現するためには何が必要かを考える。

○懇話会は、協議会事務局が平成29年1月から3月の期間で5回開催し、1回の開催時間は2時間程度とする。

### ②メンバー

○小田原市又は南足柄市の市民で、将来の両市を担う若い世代や子育て世代を中心に構成する。

○各市10名、合計20名とする。

○メンバーの半数は公募とする。

○メンバーのほかに、学識経験者1名をアドバイザーとして配置する。

### 懇話会開催状況

懇話会メンバー募集：平成28年10月24日（月）～11月14日（月）

事前説明会 平成28年12月21日（水）小田原市役所

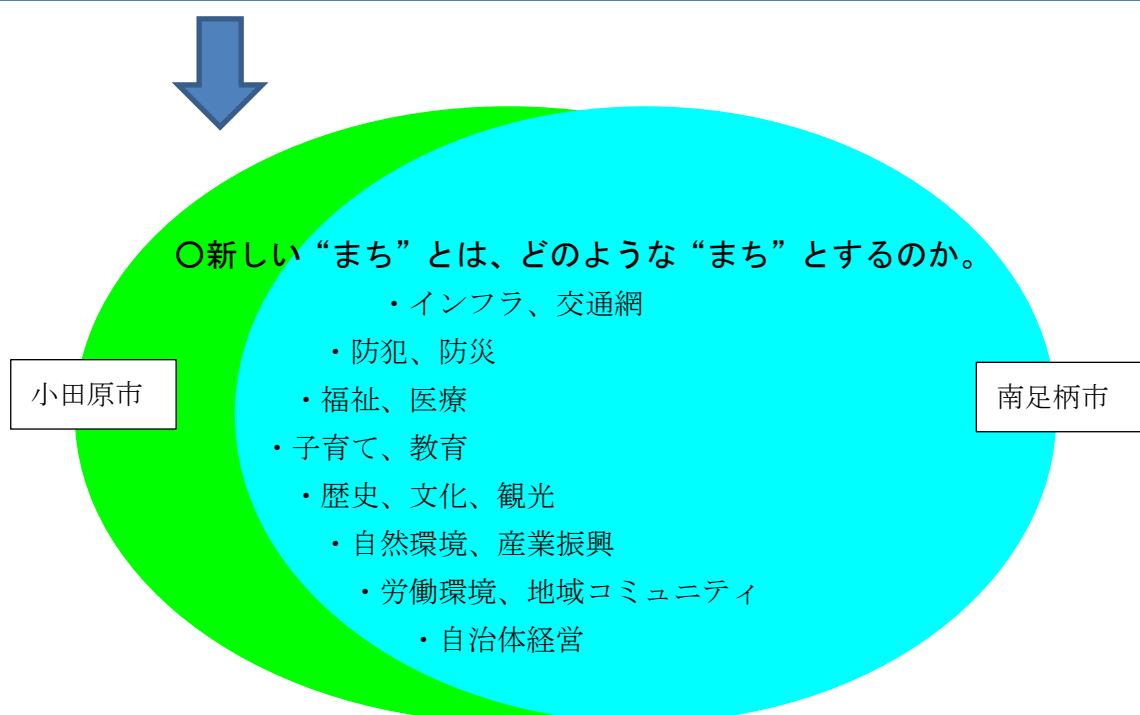
第1回懇話会 平成29年1月24日（火）小田原市役所

第2回懇話会 平成29年2月14日（火）小田原祖役所

第3回懇話会 平成29年2月23日（木）南足柄市役所

第4回懇話会 平成29年3月9日（木）南足柄市役所

第5回懇話会 平成29年3月28日（火）小田原市役所



## 【＜参考＞市町村の合併の特例に関する法律】

第六条 合併市町村基本計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。

- 一 合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針
- 二 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に特に資する事業に関する事項
- 三 公共的施設の統合整備に関する事項
- 四 合併市町村の財政計画

2 合併市町村計画は、合併市町村の円滑な運営を確保し、均衡ある発展を図ることを目的とし、合併市町村の一体性の確立及び住民の福祉の向上等を図るよう適切に配慮されたものでなければならない。

3 合併協議会は、合併市町村基本計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、合併関係市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。

4 合併協議会は、前項の規定により合併市町村基本計画を作成し、又は変更したときは、直ちに、これを公表するとともに、総務大臣及び合併関係市町村を包括する都道府県の知事に送付しなければならない。

5 第四条第十八項又は第五条第二十七項の規定により合併協議会が置かれた場合には、当該合併協議会は、その設置の日から六月以内に、合併市町村基本計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を、第四条第一項又は第五条第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

6 合併市町村は、その議会の議決を経て合併市町村基本計画を変更することができる。

7 前項の場合においては、合併市町村の長は、あらかじめ、当該合併市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。

8 第六項の規定により合併市町村基本計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第二十二条第一項に規定する地域審議会が置かれている場合、第二十四条第一項に規定する合併に係る地域自治区が設けられている場合又は合併特例区が設けられている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会、当該合併に係る地域自治区地域協議会又は当該合併特例区の合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。

7 第四項の規定は、第六項の規定により合併市町村が合併市町村基本計画を変更した場合について準用する。

## 【先進事例：新市まちづくり計画（先進市ホームページより）】

### ■薩摩川内市まちづくり計画

- 平成15年12月策定 川薩地区法定合併協議会
- 平成25年7月一部改正 薩摩川内市

#### ○計画策定の方針

##### <計画の趣旨>

本計画は、関係市町村の総合計画等の基本構想及び過疎・辺地等の個別計画を踏まえながら新市を建設していくための基本方針を定め、その実現を図ることにより、新市の速やかな一体化をめざし、地域の発展と住民福祉の向上を目的としたもの。

なお、合併後に策定される「総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）」は、本計画を可能な限り尊重して策定する。

##### <計画の構成>

本計画は、新市のまちづくりを進めるための「基本方針」、「公共施設の基本的な考え方」、基本方針を実現するための「新市一体化躍動プラン」、「基本計画・まちづくり事業計画」、「財政計画」等で構成する。

このうち、「基本計画」は合併後のまちづくりの具体的施策を、「まちづくり事業計画」は「基本計画」を基本にして実施する主な事業を示したもの。

これらの施策、事業は、合併後、毎年度策定される総合計画実施計画（向う3カ年計画）の策定作業や予算編成作業において、社会経済情勢を考慮に入れながら本計画を指針として事業選択され、実施される。

##### <計画の期間>

基本方針は、新市の将来方向を展望した長期的なものとし、新市の基盤を形成するために、合併年度及びその後の15年間（平成16年度～31年度）を計画期間とする。

#### 合併の必要性とその効果・対応等

##### ①地方分権により生じる課題への対応

地方分権に対する適切な受皿づくり（財政基盤強化・行政機構強化）を進め、組織自体の強化を図る。

##### ②少子・高齢化により生じる課題への対応

少子・高齢化の進展が顕著の中、高齢化に伴う財政負担に対応できる効率的な行財政運営を図る。人口の流入を促進し、若年層の定着を図る。

##### ③地方拠点都市としての課題への対応

地域資源を活かしながら都市規模の拡大による相乗効果を導き出し、市民や市域内の事業者の活力を生み出す。

行財政運営の効率性の向上を文化的活動や福祉活動に還元し、市民生活を一層暮らしやすくさせる。

## ■新市まちづくり計画（伊豆の国市建設計画）

○平成16年9月策定 伊豆長岡町・菫山町・大仁町合併協議会

○平成26年11月変更 伊豆の国市

### ○計画策定の方針

#### <計画策定の趣旨>

本計画は、伊豆長岡町、菫山町及び大仁町の合併後の新市におけるまちづくり全般のマスタープランとなるものであり、本計画の実現を図ることにより、3町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上を図るとともに、新市全体の均衡ある発展をめざすもの。

#### <計画の構成>

本計画は、「新市を建設していくための基本方針と基本構想」、「新市のまちづくりの施策・主要事業」、「公共施設統合整備の基本的考え方及び財政計画」を中心として構成。

#### <計画の期間>

本計画における主要事業、公共施設統廃合の基本的考え方及び財政計画は、合併後おおむね16年間について定めるものとする。

#### <行財政運営の方針>

新市の行政運営については、合併の効果を活かすため、事業執行に支障のない範囲で職員の定数を削減するなど適正な定員管理につとめ、生産性の高い行政運営をめざす。財政運営については、自主財源及び依存財源について過大に見積もることなく、健全に運営を図っていくことを基本とする。

また、公共施設については、既存施設の機能分担と連携を図ることにより維持・運営コストの低減を図るとともに、新規の建設についてはこうした見直しの基に検討する。

### 合併の必要性とその効果・対応等

#### ①行財政基盤の強化

組織のスリム化により人件費や物件費が削減できる。

#### ②住民サービスの高度化・多様化と生活の利便性の向上

専門的職員を配置することができるようになり、住民サービスの質を向上させる。

公共施設が広域的に利用可能となり、住民の選択の範囲が広がる。

#### ③新たなまちづくりの可能性

生活圏の重複と公共交通機関・施設の結節により各町のエリアを一つの生活圏として新たなまちづくりを進めることが可能となる。

地域資源を有機的に結びつけることにより、体験観光や地産地消など地域に根差した新たな観光交流のあり方を構築することが可能となる。



## (イ) 権能強化策としての大都市制度の活用（中核市移行）について

### 【権能強化策としての大都市制度の活用に係る検討方針】

（小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会 第1回会議資料より）

#### ■ 検討目的

基礎自治体を取り巻く諸環境の変化に対し地域課題を自律的に解決するためには、広範な分野に亘る自己決定権を有する総合行政体となることが必須であるとの理解のもと、合併後の市が中核市に移行した場合の事務事業の執行方針、財政負担及び市民生活への影響等を協議するとともに、その結果を「小田原市・南足柄市中核市移行基本計画（案）」として取りまとめる。

#### ■ 検討事項

##### ①南足柄市分の中核市事務量の把握

中核市への移行について平成27年度に小田原市が実施した検討手法により、南足柄市分の中核市事務量等（人工、コスト、効果、課題等）を把握する。

##### ②重要事項に係る影響の把握

小田原市が平成27年度に策定した「小田原市中核市移行基本計画（案）骨子」に示された、財政、職員、組織、施設・設備及び移行の時期等の中核市への移行の是非を判断するうえで重要な事項に係る考え方への影響を把握する。

#### ■ 中核市移行基本計画（案）の構成

本計画（案）の構成は次のとおりとする。

1. 中核市移行基本計画の策定趣旨
  - (1) 地方分権と都市制度改革の進展
  - (2) 基礎自治体としてのあり方の選択
  - (3) 自律的な総合行政体の実現に向けて
2. 中核市制度の概要
  - (1) 中核市制度の概要
  - (2) 県から移譲される事務等
  - (3) 移譲事務以外で実施が義務付けられる事務（包括外部監査）
  - (4) 指定手続の概要
3. 中核市への移行による具体の効果
  - (1) 包括的なサービス提供等
  - (2) 事務の効率化
  - (3) 独自性を発揮した特色あるまちづくりの推進
  - (4) 地域保健衛生行政の充実・強化

4. 中核市への移行に当たっての基本方針
  - (1) 中核市への移行に当たっての基本方針
  - (2) 中核市への移行に当たっての総括的な取組方針
  - (3) 移行の時期
  
5. 中核市への移行事務の実施方針
  - (1) 職員の確保・育成の実施方針
  - (2) 施設等の整備の実施方針
  - (3) 条例、規則の整備等の実施方針
  - (4) 移行後の体制整備の実施方針
  - (5) 移行の推進体制整備の実施方針
  - (6) 市民説明の実施方針
  
6. 財政への影響
  - (1) 歳出への影響
  - (2) 歳入への影響
  - (3) 財政への影響
  - (4) 初期投資経費等

■ 「小田原市中核市移行基本計画（案）骨子」からの修正内容

修正事項	修正内容
移行の時期	中核市への移行時期を明記する。
施設等の整備の実施方針	中核市移行のために必要となる施設について、合併により余剰が生じる施設等も含め、再度検討する。
移行の推進体制整備の実施方針	中核市移行を具体的に推進していくための体制整備について明記する。
財政への影響	南足柄市分の影響を加えたものに修正する。

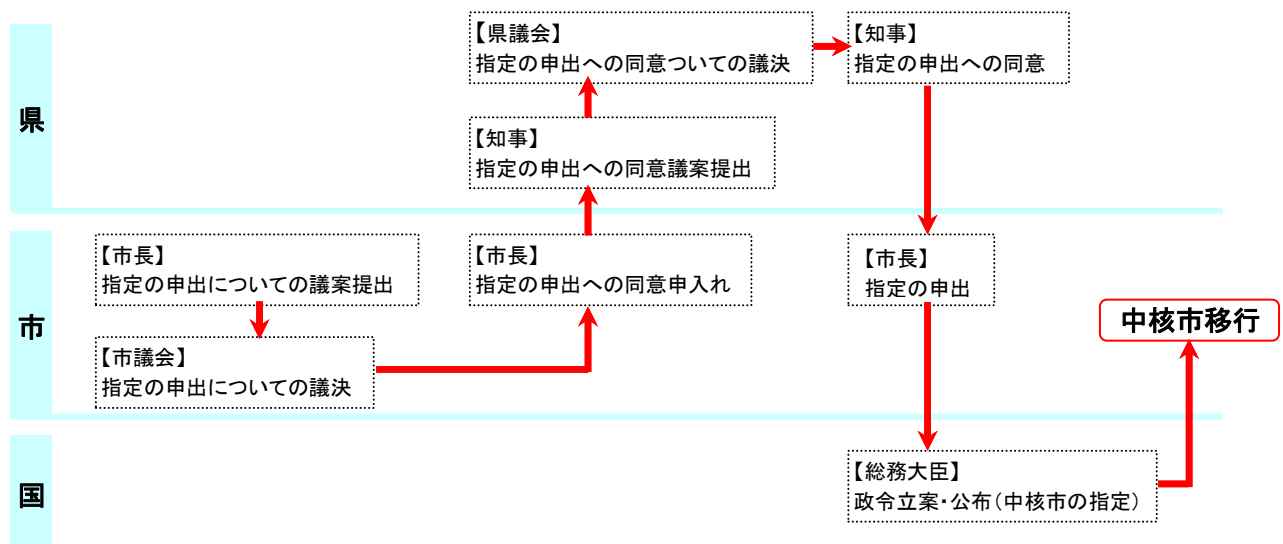


- 中核市移行により目指す小田原市の姿は、どのようなものか。
- 中核市移行に伴う行政事務のメリット、デメリットは何か。
- 市民に対し中核市移行に伴うメリットは何か。デメリットとなるものは何か。
  - ・権限移譲による財源措置がある場合、その財源はどのように市民サービスに還元するのか。

## 【大都市制度の概要】

区分	指定都市	中核市	特例市(現施行時特例市)
制度施行	昭和31年9月1日	平成7年4月1日	平成12年4月1日 (平成27年3月31日廃止)
要件	人口50万以上の市のうちから政令で指定	人口20万以上*の市の申出に基づき政令で指定 *平成27年3月31日までは30万以上	人口20万以上の市の申出に基づき政令で指定
主な特例事務	都市計画・建設	・区域区分に関する都市計画決定	
		・指定区間外の国道、県道の管理	
		・指定区間の一、二級河川の一部管理	
		・市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可	
	環境行政	・土地区画整理組合の設立の認可	
		・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可	
		・ばい煙発生施設の設置の届出の受理	
		・一般粉じん発生施設の設置の届出の受理	
	民生行政	・汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理	
		・児童相談所の設置(必置)	(任意)
		・保育所の設置の認可、監督	
		・特別養護老人ホームの設置の認可、監督	
	保健衛生	・介護サービス事業者の指定	
		・保健所の設置	
		・診療所、薬局の開設許可	
		・飲食店営業等の許可	
文教行政等	・旅館業、公衆浴場の経営許可		
	・県費負担教職員の任免、給与の決定		
	・県費負担教職員の研修		
	・包括外部監査の実施		
・計量法に基づく勧告、定期検査			
関与の特例	知事の承認、許可、認可等の関与を要している事務について、その関与をなくし、又は知事の関与に代えて直接各大臣の関与を要することとする。	福祉に関する事務に限って政令指定都市と同様に関与の特例が設けられている。	なし

## 【指定手続の概要】



## (ウ) 中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制について

### 【中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制に係る検討方針】

(小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会 第1回会議資料より)

#### ■ 検討目的

行政区域を越えた共通課題への対応には広域連携が有効であるとの認識のもと、今後、一層の厳しさを増す県西地域の実情及び将来見通しに対し、合併や中核市への移行等により強化された中心市と周辺自治体の相互にメリットがあり持続性の担保を可能にする新たな広域連携体制のあり方について協議する。

#### ■ 検討事項

##### ① 広域連携制度の現状把握

現行の地方自治法に規定されている地方自治体間の事務の共同処理の仕組みや一般論としての特徴等を整理したうえで、現在の当圏域での活用状況を把握する。

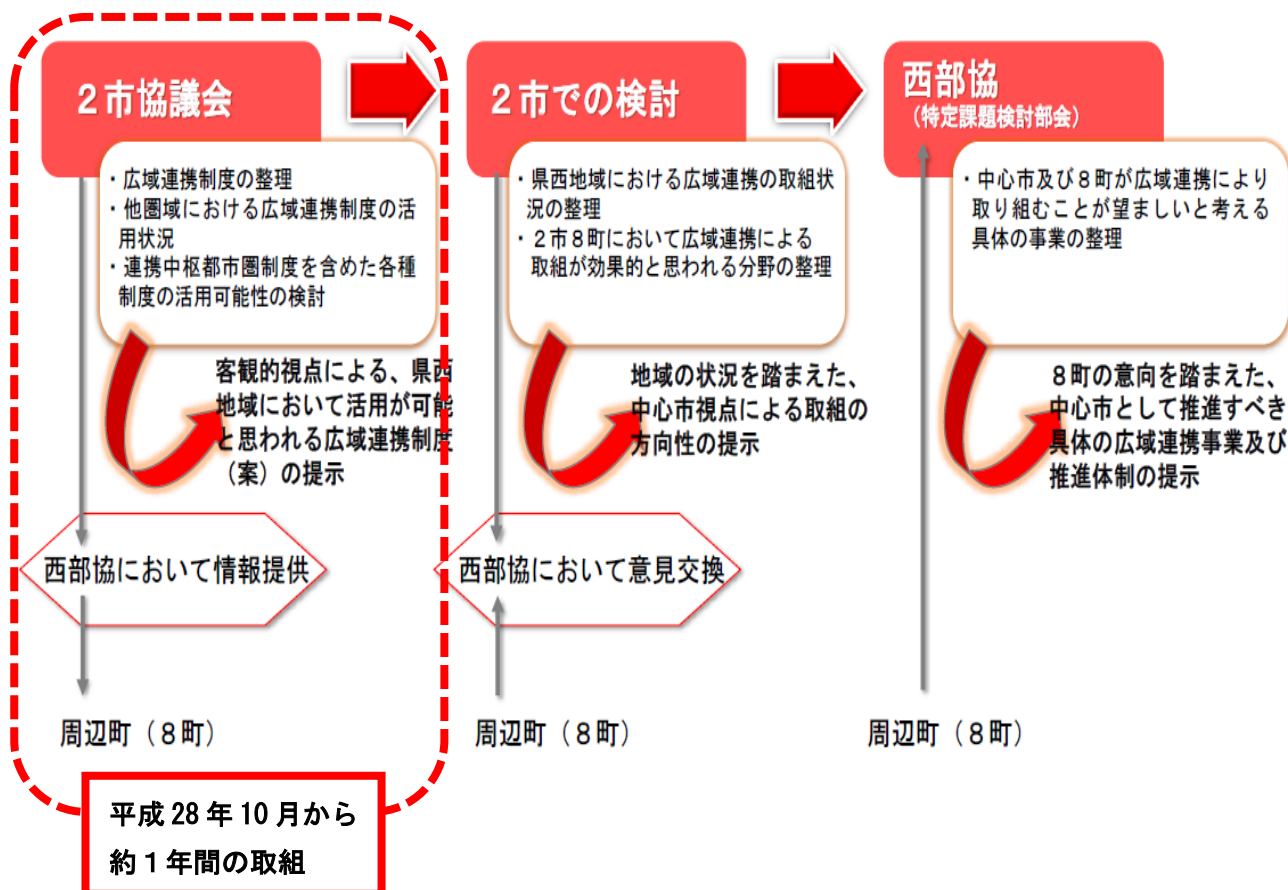
##### ② 他圏域における状況把握

平成26年度から運用が開始された地方自治法上の連携協約を活用した連携中枢都市圏構想推進構想における連携ビジョンについて、各圏域で作成が完了してきていることから、同ビジョン等の内容を把握することを中心に、他圏域における広域連携の状況を把握する。

##### ③ 連携中枢都市圏制度を含めた各種制度の活用可能性の検討

連携中枢都市圏制度を中心に、上記研究を踏まえて、客観的視点による、県西地域において活用が可能と思われる広域連携制度(案)を検討し、提示する。

#### ■ 参考 検討結果を踏まえた取組のイメージ



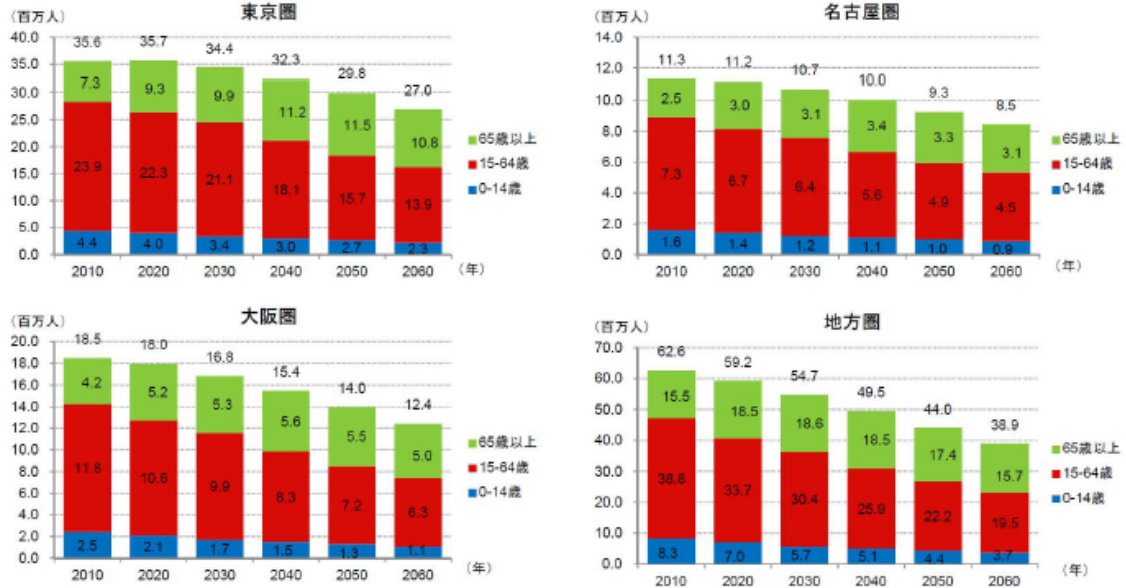
【大都市を含めた基礎自治体をめぐる現状と課題 (第30次地方制度調査会答申より)】

■三大都市圏の抱える課題

三大都市圏は、これまで地方圏に比べて高齢化の進行が緩やかであったが、団塊の世代を中心に今後急速に高齢化が進行していく。

三大都市圏の高齢者数の将来推計

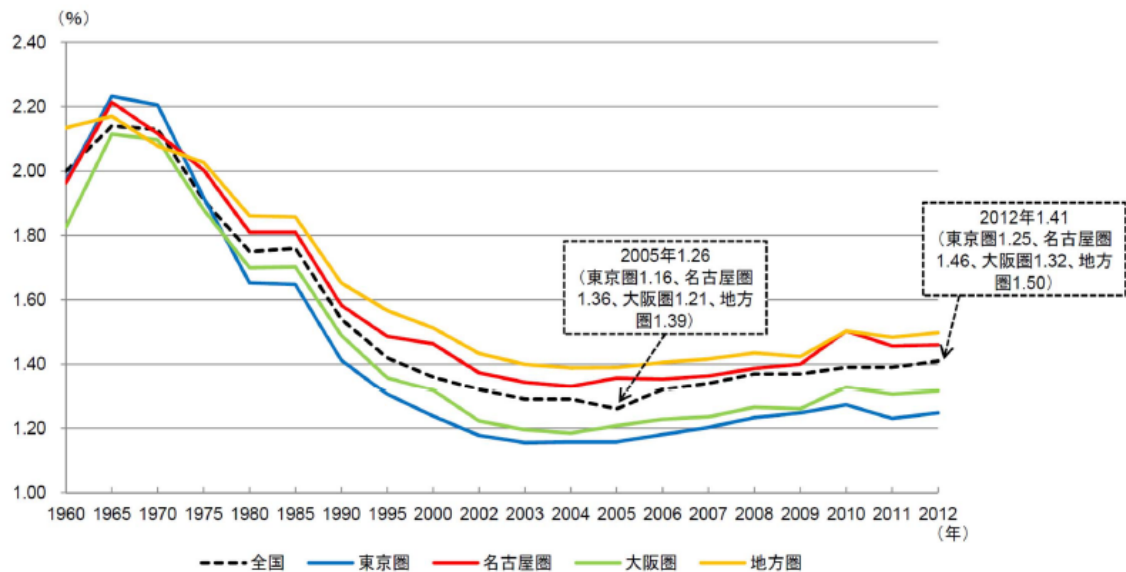
- 東京圏は、高齢者(65歳以上)が、2050年には、約420万人増加(対2010年比)。
- 大阪圏は、高齢者(65歳以上)が、2050年には、約130万人増加(対2010年比)。
- 名古屋圏は、高齢者(65歳以上)が、2050年には、約80万人増加(対2010年比)。



(国土のグランドデザイン2050(国土交通省)より抜粋)

三大都市圏の合計特殊出生率の推移

- 近年は、東京圏と大阪圏が全国平均を下回り、名古屋圏は全国平均を上回っている。



(国土のグランドデザイン2050(国土交通省)より抜粋)

## ■対策・対応

- 高齢者医療、介護や生活保護などの対応
- 独居老人や老老介護の問題など、家族やコミュニティ機能の低下への対応
- 人口減少に歯止めをかけるための出生率の回復などの少子化対策
- 大規模災害時における住民の避難のあり方、生活機能や経済機能の維持等への対策

## 【小田原市及び南足柄市の人口推移】

■小田原市及び南足柄市人口推移(国立社会保障 人口問題研究所データ)

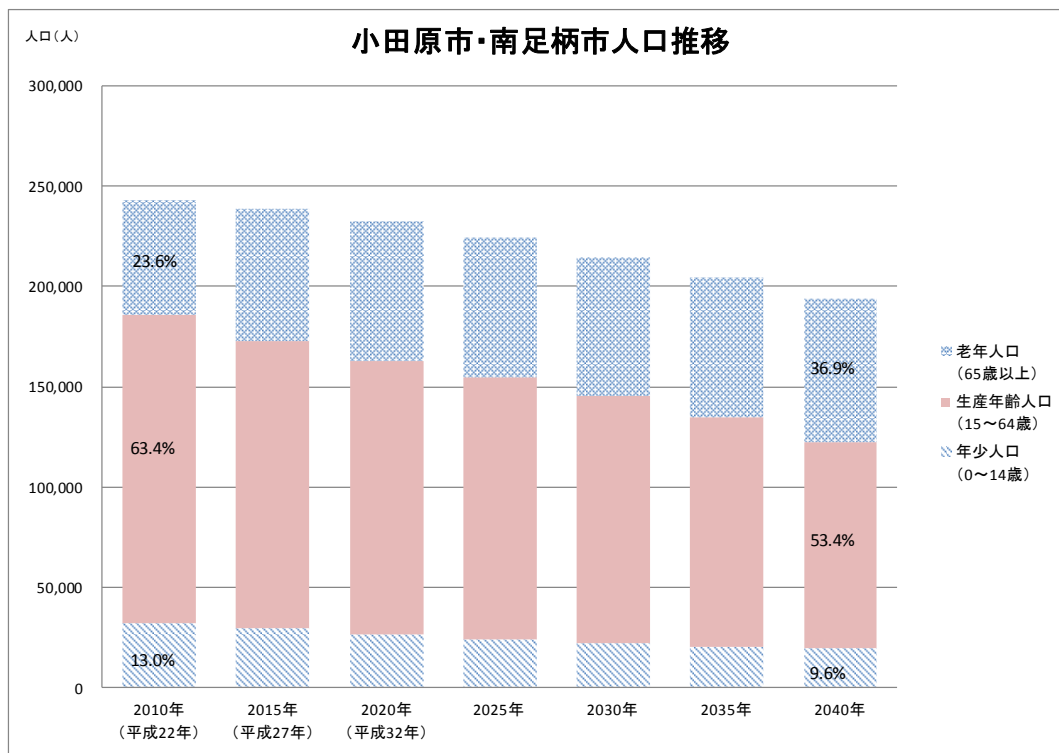
(単位:人)

年齢層別人口

	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (平成32年)	2025年	2030年	2035年	2040年	(2040年) -(2015年)	2040年 /2015年
年少人口 (0~14歳)	31,420	28,693	25,847	23,338	21,071	19,679	18,638	-10,055	0.65
生産年齢人口 (15~64歳)	153,659	143,567	136,635	131,067	123,875	114,216	103,206	-40,361	0.72
老年人口 (65歳以上)	57,274	65,908	69,412	69,332	69,303	70,012	71,301	5,393	1.08
2市計	242,353	238,168	231,894	223,737	214,249	203,907	193,145		0.81

年齢層別人口構成比

	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (平成32年)	2025年	2030年	2035年	2040年
年少人口 (0~14歳)	13.0%	12.0%	11.1%	10.4%	9.8%	9.7%	9.6%
生産年齢人口 (15~64歳)	63.4%	60.3%	58.9%	58.6%	57.8%	56.0%	53.4%
老年人口 (65歳以上)	23.6%	27.7%	29.9%	31.0%	32.3%	34.3%	36.9%



## 定住自立圏構想 (広域連携体制のあり方に対する参考制度)

### ■定住自立圏構想の意義

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

#### ①生活機能の強化

- ・休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成 等

#### ②結びつきやネットワークの強化

- ・デマンドバスの運行、滞在型・体験観光型・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等

#### ③圏域マネジメント能力の強化

- ・合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい 等

### ■定住自立圏構想推進要綱

平成20年12月26日	制定
平成24年9月18日	一部改正
平成25年3月29日	一部改正
平成26年3月31日	一部改正
平成28年9月23日	一部改正

### ■定住自立圏構想の目的

定住自立圏は、中心市と近隣市町村が自らの意思で、1対1の協約を締結することを積み重ねる結果として形成される圏域である。

圏域ごとに「集約とネットワーク」の考え方にに基づき、中心市において圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに、近隣市町村において必要な生活機能を確保し、農林水産業の進行や豊かな自然環境の保全等を図るなど、互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的とする。

なお、定住自立圏構想は、地方圏からの人口流出を食い止め、地方圏への人口の流れを創出するという視点から、三大都市圏の区域外にある地域を主たる対象として推進する。

### ■中心市としての要件

中心市は、次に掲げる①から③までの要件すべてを満たす市をいう。

- ①人口が5万人以上であること（少なくとも4万人以上を超えていること。）
- ②昼間人口及び夜間人口について、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
  - ア 昼間人口を夜間人口で除して得た数値がおおむね1以上であること。
  - イ 平成11年4月1日以降に行われた市町村の合併を経た合併市にあっては、合併関係市のうち人口が最大のものにおいて、昼間人口を夜間人口で除して得た数値がおおむね1以上であること。
- ③当該市が所在する地域について、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
  - ア 三大都市圏の区域外に所在すること。



- イ 三大都市圏の区域内に所在する場合においては、地方自治法第252条の19第1項の指定都市であって三大都市圏の区域内に所在するもの又は同法第281条第1項の特別区に対する当該市の従業又は通学する就業者数及び通学者数の合計を、常住する就業者数及び通学者数で除して得た数値が0.1未満であること。

この場合において、平成11年4月1日以降に行われた市町村の合併を経た合併市にあっては、合併関係市のうち人口が最大のものにおける就業者数及び通学者数の数値を、当該合併市における就業者数及び通学者数の数値とみなして算出することができる。

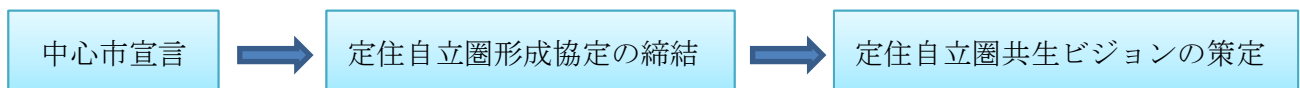
※現状の小田原市においては、本推進要綱における中心市の要件を満たしていない。

- ①人口は19万人以上である
- ②ア 昼夜間人口比率は1未満（0.97）
- ②（イ 合併していない）
- ③ア 三大都市圏の区域内である
- ③イ 就業者数及び通学者数の割合は0.1以上（0.11）

#### ■定住自立圏の取組状況（平成29年4月1日現在）

宣言中心市	130市	中心市宣言を行った市の数
定住自立圏	118圏域	定住自立圏形成協定の締結又は定住自立圏形成方針の策定により形成された定住自立圏の数
ビジョン策定中心市	113市	定住自立圏強制ビジョンを策定した宣言中心市の数

#### ■定住自立圏 圏域形成に向けた手続き



##### ○中心市宣言

- ・中心市宣言は、近隣にある市町村と地域全体における人口定住のために連携しようとする中心市が、圏域として必要な生活機能の確保に関して中心的な役割を担う意思を有すること等を明らかにするため、「中心市宣言書」を作成し、公表する。

##### ○定住自立圏形成協定の締結

- ・宣言中心市とその近隣の市町村が、それぞれの市町村における議会の議決を経て、人口定住のため必要な生活機能を確保するため、役割分担し、連携していくことを明示し、締結する。

##### ○定住自立圏共生ビジョンの策定

- ・宣言中心市は定住自立圏形成協定の締結により形成された定住自立圏全体を対象として、当該定住自立圏の将来像や、定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組を記載した「定住自立圏共生ビジョン」について、各関係市町村との協議を経て決定し、策定、公表する。



## ■定住自立圏構想の推進に向けた総務省の財政措置<概要>

### 1 中心市及び近隣市町村の取組に関する包括的財政措置

中心市及び近隣市町村が定住自立圏に関する取組を推進するため、定住自立圏共ビジョンに基づき実施する事業、定住自立圏共生ビジョン懇談会等に要する経費に対して、特別交付税措置を講じることとしている。

#### (1) 中心市における対象経費

- ・定住自立圏共生ビジョンに記載されている事業に要する経費。
- ・定住自立圏共生ビジョン懇談会の開催に要する経費
- ・定住自立圏の取組について、圏域住民への普及啓発に要する経費

#### (2) 近隣市町村における対象経費

- ・定住自立圏共生ビジョンに記載されている事業に要する経費。
- ・定住自立圏の取組について、圏域住民への普及啓発に要する経費。

### 2 外部人材の活用に対する財政措置

定住自立圏共生ビジョンに基づく取組を展開するため、専門性を有する人材を活用するための経費を対象として、特別交付税措置を講ずる。

### 3 個別の施策分野における財政措置

#### (1) 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置（特別交付税）

病診連携、休日夜間診療、遠隔医療等により地域の医療提供体制の確保に取り組む市町村に対し、特別交付税措置。

#### (2) へき地における遠隔医療に対する特別交付税措置率の引き上げ

(1)の取組の一環として、へき地保健医療事業実施計画に基づき遠隔医療の取組を行う市町村に対して遠隔医療システム運営に要する経費への特別交付税措置率を引き上げる。

### 4 定住自立圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加

定住自立圏の形成により、辺地度点数の積算に当たって宣言中心市までの距離を算定することを可能とする。

## ■連携中枢都市圏の意義

相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

### ①圏域全体の経済成長のけん引

産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等

### ②高次の都市機能の集積・強化

高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等

### ③圏域全体の生活関連機能サービスの向上

地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成 等

## ■連携中枢都市圏構想推進要綱

平成26年8月25日 制定

平成27年1月28日 一部改正

平成28年4月 1日 一部改正

## ■連携中枢都市圏構想の目的

人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするためには、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することが連携中枢都市圏構想の目的である。

また、連携中枢都市圏構想は、我が国全体の人口が引き潮の時を迎える中で地域において一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するという観点から、主として三大都市圏の区域外にある地域を対象として推進し、加えて、三大都市圏の区域内であっても指定都市や特別区から時間距離が相当離れていて自立した圏域を形成している地域も対象として推進するものとする。

なお、この連携中枢都市圏構想は、地方公共団体が柔軟に連携し、地域の実情に応じた行政サービスを提供するためのものであり、市町村合併を推進するためのものではない。

## ■連携中枢都市としての要件

連携中枢都市は、次に掲げる①から③までの要件のすべてを満たす市をいう。

- ① 地方自治法第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市（地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号）により人口20万以上の市に要件が緩和された中核市）であること。
- ② 昼間人口及び夜間人口について、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
  - ア 昼間人口を夜間人口で除して得た数値（以下「昼夜間人口比率」という。）がおおむね1以上であること。
  - イ 平成11年4月1日以降に行われた市町村の合併を経た合併市にあっては、合併関係市のうち人口が最大のものにおいて、昼夜間人口比率がおおむね1以上であること。
- ③ 当該市が所在する地域について、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
  - ア 三大都市圏の区域外に所在すること。
  - イ 三大都市圏の区域内に所在する場合においては、地方自治法第252条の19第1項の指定都市であって三大都市圏の区域内に所在するもの又は同法第281条第1項の特別区に対する当該市の従業又は通学する就業者数及び通学者数の合計を、常住する就業者数及び通学者数で除して得た数値が0.1未満であること。  
この場合において、平成11年4月1日以降に行われた市町村の合併を経た合併市にあっては、合併関係市のうち人口が最大のものにおける就業者数及び通学者数の数値を、当該合併市における就業者数及び通学者数の数値とみなして算出することができる。

※現状の小田原市においては、本推進要綱における連携中枢都市の要件を満たしていない。

- ① 中核市ではない
- ② ア 昼夜間人口比率は1未満（0.97）
- ② (イ 合併していない)
- ③ ア 三大都市圏の区域内である
- ③ イ 就業者数及び通学者数の割合は0.1以上（0.11）

### 連携中枢都市の特例

隣接する2つの市が適切に都市機能を分担しており、次に掲げる要件のすべてを満たす場合は、当該2つの市を合わせて1つの連携中枢都市とみなすことができる。

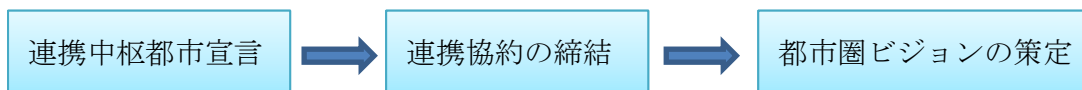
- ① 人口について、次に掲げる要件のすべてを満たすこと。
  - ア 当該2つの市がそれぞれ人口10万人程度以上の市であること。
  - イ 当該2つの市の人口の合計が20万人を超えること。
- ② 当該2つの市の昼夜間人口比率がそれぞれ1以上であること。ただし、平成11年4月1日以降に行われた市町村の合併を経た合併市にあっては、合併関係市のうち人口が最大のものにおいて、昼夜間人口比率が1以上であること。
- ③ 当該2つの市がそれぞれ連携中枢都市の要件③に規定する要件を満たすこと。
- ④ 原則として、当該2つの市が連携中枢都市の要件に規定する連携中枢都市又は当該連携中枢都市に対する通勤通学割合が0.1以上である市町村のいずれにも該当しないこと。

- ⑤当該2つの市が概ね1時間以内の交通圏にあること。
  - ⑥当該2つの市及び当該2つの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣の市町村により形成される圏域において、宣言連携中枢都市を中心として形成された連携中枢都市圏と同等の取組が見込まれると認められること。
- この場合において、連携中枢都市宣言及び連携中枢都市圏ビジョンの策定等については、当該2つの市が共同して連名により行うものとする。
- また、連携協約について、当該2つの市は、連携中枢都市圏において連携する取組について、連携中枢都市としての役割分担等を規定した連携協約を締結するとともに、近隣の市町村は、当該2つの市とそれぞれ連携協約を締結するものとする。
- その他連携中枢都市に関し必要な事項については、当該2つの市で十分に協議して決定するものとする。

**■連携中枢都市圏の取組状況（平成29年3月31日現在）**

宣言連携中枢都市	25市	連携中枢都市宣言を行った市の数
連携中枢都市圏	23圏域	連携中枢都市圏ビジョンを策定した圏域の数
圏域を構成する市町村数	206市町村	連携中枢都市圏に取り組む市町村数 (市町村数は延べ数で、連携中枢都市を含む。)

**■連携中枢都市圏形成のための手続き**



**○連携中枢都市宣言**

- ・連携中枢都市宣言は、地方圏において相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が、近隣の市町村との連携に基づいて、圏域全体の将来像を描き、圏域全体の経済をけん引し圏域の住民全体の暮らしを支えるという役割を担う意思を有すること等を明らかにするため、「連携中枢都市宣言書」を作成し、公表する。

**○連携協約の締結**

- ・宣言連携中枢都市と連携市町村が、それぞれの市町村における議会の議決を経て、圏域全体の方向性、連携する分野、役割分担を規定し、締結する。

**○都市圏ビジョンの策定**

- ・宣言連携中枢都市が、連携協約に基づく具体的取組について、各連携市町村との協議を経て決定し、策定、公表する。

## ■連携中枢都市圏構想の推進に向けた総務省の財政措置＜概要＞

### 1 連携中枢都市及び連携市町村の取組に対する包括的財政措置

連携中枢都市及び連携市町村が連携中枢都市圏に関する取組を推進するため、連携中枢都市圏ビジョンに基づき実施する事業、連携中枢都市圏ビジョン懇談会等に要する経費に対して、普通交付税措置及び特別交付税措置を講じることとしている。

#### (1) 連携中枢都市における対象経費

##### ①普通交付税措置

- ・連携中枢都市における、連携市町村も含めた圏域全体の住民ニーズに対応した「経済成長のけん引」及び「高次都市機能の集積・強化」の取組に要する経費。

##### ②特別交付税措置

- ・連携中枢都市が策定した連携中枢都市圏ビジョンに位置付けられている取組のうち、「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の取組に必要な事業に要する経費。
- ・連携中枢都市圏ビジョン懇談会の開催に要する経費
- ・連携中枢都市圏の取組について、圏域住民への普及啓発に要する経費

#### (2) 連携市町村における対象経費

- ①「生活関連機能サービスの向上」の取組に加え、「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」に資する取組に必要な事業に要する経費。
- ②連携中枢都市圏の取組について、圏域住民への普及啓発に要する経費。

### 2 外部人材の活用に対する財政措置

連携中枢都市圏ビジョンに基づく取組を展開するため、専門性を有する人材を活用するための経費を対象として、特別交付税措置を講ずる。

### 3 個別の施策分野における財政措置

#### (1) 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置（特別交付税）

病診連携、休日夜間診療、遠隔医療等により地域の医療提供体制の確保に取り組む市町村に対し、特別交付税措置。

#### (2) へき地における遠隔医療に対する特別交付税措置率の引き上げ

(1)の取組の一環として、へき地保健医療事業実施計画に基づき遠隔医療の取組を行う市町村に対して遠隔医療システム運営に要する経費への特別交付税措置率を引き上げる。

### 4 連携中枢都市圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加

連携中枢都市圏の形成により、辺地度点数の積算に当たって連携中枢都市までの距離を算定することを可能とする。

イ 委員会意見の取りまとめについて  
(ア) 任意協議会に係るもの

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....